

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	キッズウェル・バイオ株式会社 (旧会社名 株式会社ジーンテクノサイエンス)
【英訳名】	Kidswell Bio Corporation (旧英訳名 Gene Techno Science Co.,Ltd.) (注) 2021年6月29日開催の第21回定時株主総会の決議により、 2021年7月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 匡治
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目2番12号
【電話番号】	03-6222-9547 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 栄 靖雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目2番12号
【電話番号】	03-6222-9547 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 栄 靖雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） 及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 500,000,000円 (第15回新株予約権) その他の者に対する割当 1,938,186円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 401,946,786円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2022年6月27日開催の当社第22回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書、並びに有価証券報告書（事業年度 第22期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）を2022年6月28日にそれぞれ関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2022年6月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該臨時報告書及び有価証券報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の記載事項の一部について必要な追加を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債）
利息支払の方法の欄

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差し替え）

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

（添付書類の削除）

定款

第22期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

利息支払の方法の欄
（訂正前）

利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 利払日に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。なお、利払日に本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合も、当該利払日における本社債の利息は本号に従い支払われるものとする。 2 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 利払日（本欄第5項に規定する場合には償還日、本欄第6項に規定する場合には当該本新株予約権の行使請求の効力発生日から5営業日目の日とする。以下本項において同じ。）に本社債の利息に係る弁済の提供がなされなかった場合には、当該利息について、当該利払日の翌日（同日を含む。）から弁済の提供がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年14.6%の利率による遅延損害金を付するものとする。 4 本社債の償還後は、利息は発生しない。 5 本社債が、2026年8月6日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について、当該償還日に支払われる。 6 本新株予約権が行使される場合、当該行使される本新株予約権に係る本社債の利息は、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本新株予約権が行使される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該効力発生日（同日を含む。）までの期間について、当該効力発生日から5営業日以内に支払われる。
---------	--

(訂正後)

利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none">1 利払日に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日に関しては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含む。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。なお、利払日に本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合も、当該利払日における本社債の利息は本号に従い支払われるものとする。2 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。3 利払日(本欄第5項に規定する場合には償還日、本欄第6項に規定する場合には当該本新株予約権の行使請求の効力発生日から5営業日目の日とする。以下本項において同じ。)に本社債の利息に係る弁済の提供がなされなかった場合には、当該利息について、当該利払日の翌日(同日を含む。)から弁済の提供がなされた日(同日を含む。)までの期間につき、年14.6%の利率による遅延損害金を付するものとする。4 本社債の償還後は、利息は発生しない。5 本社債が、2026年8月6日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日(第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該償還日(同日を含む。)までの期間について、当該償還日に支払われる。6 本新株予約権が行使される場合、当該行使される本新株予約権に係る本社債の利息は、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日(第1回の利払日より前に本新株予約権が行使される場合においては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該効力発生日(同日を含む。)までの期間について、当該効力発生日から5営業日以内に支払われる。7 利息の支払場所(元利金支払事務取扱場所) キッズウェル・バイオ株式会社 経営企画部 東京都中央区新川一丁目2番12号
---------	--

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月10日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月30日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年10月22日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を2022年4月5日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2022年5月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2022年6月23日）までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2022年6月23日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

< 後略 >

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月28日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

<後略>